

「あさひプレミアム付お買い物券」取扱加盟店募集要領

20%プレミアムとなるプレミアム付お買い物券発行事業を行うにあたり、取扱加盟店として次の要領を遵守してください。

（登録資格）

1. 加盟店として登録できる者は、朝日町商工会の会員事業所に限定する。ただし、次の場合は登録・加盟できません。
 - （1）会員事業所であっても、朝日町以外にある店舗等は加盟できません。
 - （2）風俗営業等の規制及び業務の適正化に関する法律第2条に規定する性風俗関連特殊営業を行っているもの。
 - （3）特定の宗教・政治団体と係わる場合や公序良俗に反する営業を行う事業者。
 - （4）4項に示した記載の取引、商品のみを取り扱う店舗等。

（加盟店の新規申込み、既存の登録内容等の変更申請など）

2. 1）新規に加盟店として登録を希望する事業者は、この「募集要領」に同意のうえ、別紙「あさひプレミアム付お買い物券取扱加盟店登録申請書兼誓約書」に必要事項を記載し、令和6年7月8日（月）までに、1)商工会窓口持参、2)郵送（〒939-0741 朝日町泊 418）、3)FAX（83-2282）のいずれかの方法で申し込みをしてください。

（登 録）

3. 商工会は、2により申し込みのあった事業者が登録資格を有することを確認のうえ、当該事業者に対し加盟店であることを示すステッカー、ポスター等を交付 します。なお、各交付枚数については、原則各1枚とします。

（商品券の取扱）

4. 加盟店は、お買い物券を持参した者に対し、令和6年10月20日（日）まで、券面記載金額相当の物品の販売又はサービスを行ってください。但し、次に該当する物は対象外とします。（お買い物券の流通開始は、令和6年8月上旬頃を予定。）
 - （1）有価証券、商品券、ビール券、図書券、切手、印紙、プリペイドカード、回数券などの換金性の高いもの
 - （2）土地、家屋購入、家賃、駐車場（一時預かりを除く）等の不動産に関わる支払
 - （3）たばこ事業法第2条第1項第3号に規定する製造たばこの購入
 - （4）事業活動に伴い使用する原材料等、機器類及び仕入れ商品等
 - （5）現金との換金、金融機関への預け入れ
 - （6）国や地方公共団体への支払（税金等）
 - （7）公共料金、教育費、金融商品、保険料の支払
 - （8）性風俗関連特殊営業、キャバレー、パチンコ店などの風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条に規定する営業に係る支払
 - （9）特定の宗教や政治団体と関わるものや公序良俗に反するもの
 - （10）その他、朝日町及び朝日町商工会が適当でないと認めたもの

(換金精算)

5. 4の取扱いによりお買い物券を取得した加盟店は、次の換金手続きに沿って換金精算を申し出てください。なお、換金精算の方法は指定金融機関への振込送金とし、現金では扱いません。

〈換金手続き及び換金精算スケジュール〉

- (1) 加盟店は、使用されたお買い物券を朝日町商工会事務局まで持ち込んで、換金請求手続きを行う。指定の換金依頼書に必要事項を記入すると共に、お買い物券の裏面にある加盟店欄に自己の店名の押印等をして持ち込む。
- (2) 朝日町商工会は換金依頼書に記載された内容について確認し、加盟店に対してお買い物券換金依頼書(取扱店控)を発行する。
- (3) お買い物券の換金精算は、朝日町が加盟店の指定する金融機関へ口座振込で行う。
- (4) お買い物券の換金精算スケジュール(予定)

	朝日町商工会への持込期日	口座振込精算日
第1回精算	～令和6年 8月21日(水)	令和6年 8月30日(金)
第2回精算	～令和6年 9月 4日(水)	令和6年 9月13日(金)
第3回精算	～令和6年 9月20日(金)	令和6年10月 4日(金)
第4回精算	～令和6年10月 9日(水)	令和6年10月18日(金)
最終精算	～令和6年11月 1日(金)	令和6年11月15日(金)

(加盟店の債務)

6. 加盟店は、次の事項を遵守していただきます。

- (1) 使用者が使用期間中にお買い物券を持参したときは、券額面分の商品の販売やサービス等の提供を行うこと。
- (2) 朝日町及び朝日町商工会が配付する本事業ステッカー、ポスター等を使用者の見やすい場所に掲示すること。
- (3) 使用者から受け取ったお買い物券には、速やかに裏面に店舗ゴム印等の押印またはサイン等を行うこと。
- (4) 裏面に他店舗の押印またはサインのあるお買い物券は、受け取りを拒否すること。
- (5) 偽造等の不正使用の疑いがあるときは、受け取りを拒否し、その事実を速やかに警察へ通報するとともに、朝日町及び朝日町商工会に報告すること。
- (6) お買い物券の交換、譲渡、売買または再利用は行わないこと。
- (7) 購入したお買い物券の直接換金、商品仕入れ等への使用は行わないこと。
- (8) 朝日町及び朝日町商工会が行う調査等に協力すること。
- (9) 本要領を遵守するとともに、朝日町及び朝日町商工会の運営指示等に従うこと。

(登録の取り消し等)

7. 加盟店が、本要領に違反する行為を行った場合、朝日町及び朝日町商工会は当該加盟店の登録を一方的に取り消し、また損害金の申し受け等を行うことがあります。

【本件に関するお問合せ先】

朝日町商工観光課(電話) 83-1100 朝日町商工会(電話) 83-2280